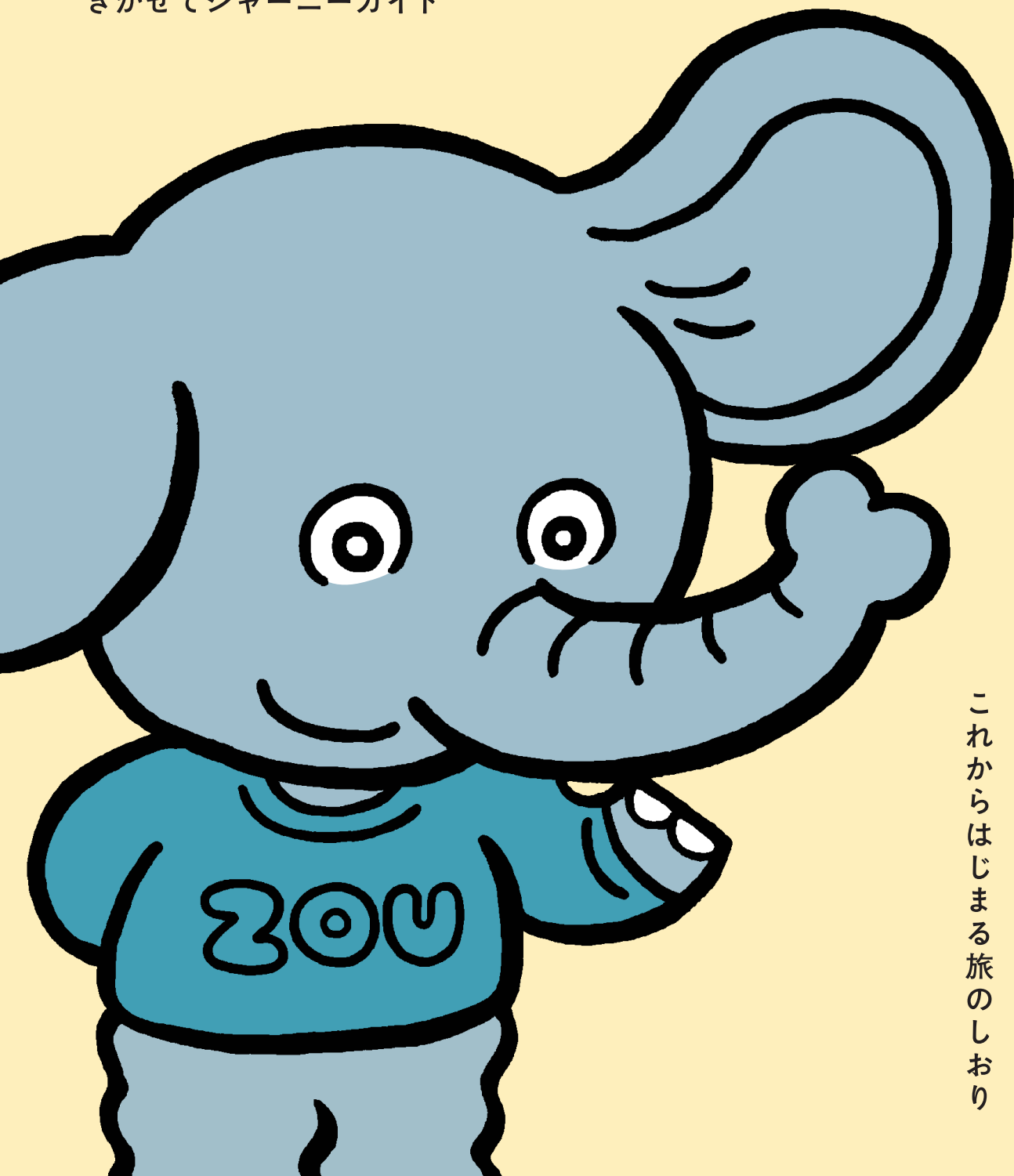


KIKASETE JOURNEY GUIDE

きかせてジャーニーガイド



これからはじまる旅のしおり

子どもたちの〈旅〉を 応援すること

もくじ

子どもがもつ特別な権利	02
意見をあらわす権利	03
子どもアドボカシーとは?	04
きかせてジャーニーとは?	06
きかせてジャーニーやってみました!	13
子どもの〈旅〉を応援するために大切なこと	14
子どもの権利Q&A	16
子どもの権利をさらに深めるために	18

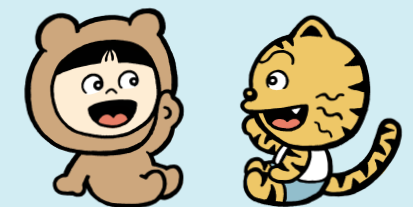
「子ども時代の権利」という言葉があります。

私たちは誰も、子ども時代を経験し、おとなになります。
今の自分を支えているのは、そのとき経験したそれぞれの
「子ども時代」ではないでしょうか。

子どもは、時間の感じかたやものごとの捉えかた、なにをとっても、
私たちおとなとは、まったく異なる世界で過ごしています。
たとえば、おとなにとっては一瞬で忘れてしまうような些細な一言でも、
子どもにとってはいつまでも心にのこる出来事となることも。
そんな子ども時代の特別な時間は、おとなの私たちが忘れつつある、
ドキドキする〈旅〉のようなものです。

「きかせてジャーニー」は、子ども時代の特別な時間を
〈旅〉に見立てたワークショッププログラムです。

子どもがもつ特別な権利を体験を通して、学んでいきます。
本書「きかせてジャーニーガイド」では、プログラムの詳しい内容や
子どもたちの〈旅〉を応援するために知ってほしい大切なポイントに
ついて案内しています。



子どもがもつ特別な権利

きかせてジャーニーで学ぶ子どもの権利は、国際条約「子どもの権利条約」で定められています。

子どもと同様に、おとなにも権利があります。でも、なぜ子どもの権利だけを取り上げた条約がつくられたのでしょうか？ それは、子どもの権利が、おとなの適切な知識と姿勢・働きかけがないと守ることができない、特別な権利だからです。子どもの権利とは、「子どもの基本的人権」です。すべての子どもが生まれながらにあたり前にしてよいこと、そして生きていくために絶対に必要なものです。だから、子どもが権利を行使する際に、子どもには義務も責任も伴いません。一方で、おとなには、子どもの権利を守る責任があります。

「子どもの権利条約」を支える4原則

命を守られ 成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活への支援などを受けことが保障されます。

子どもにとって 最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は「その子どもにとって最もよいこととは何か」を第一に考えます。

意見を表明し 意味のある参加ができること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見をあらわすことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍・性・意見・障がい・経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

参考：日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」
<https://www.unicef.or.jp/crc/>



意見をあらわす権利

—子どもの声がきかれること、子ども同士でききあうこと

子どもの権利と言われても、つかみどころがないと感じる方も多いと思います。でも、基本はシンプルです。子どもの声がきかれる状態をつくること。そこからすべてがはじまります。

子どもは、自分の気持ちを自由に伝えることができる権利をもっています。この権利は、前頁で紹介した子どもの権利条約の4原則のひとつをなしており、第12条に明記されています。

きかせてジャーニーでは、一般的に「意見表明権」と呼ばれるこの権利を「意見をあらわす権利」と呼んでいます。それは、子どもにとっての分かりやすさだけでなく、意見が表明される以前の、子どもたちそれぞれの気持ちが形づくられ、表現されるその過程にも、耳を傾けるためです。

きかせてジャーニーで飛ばす紙ひこうきには、言葉だけでなく絵をかくことができます。何もかけなくてもよいです。その場合でも、紙ひこうきとして飛ばすことで、身体全体を使って気持ちをあらわすことができます。

また、きかせてジャーニーは、おとなが声をきくことはもちろん、子ども同士がお互いに声をきき合うことに重きを置いています。子どもたち自身が自分の声をあらわし、お互いの声をきき合う体験を通して、学校生活や日常生活における子どもの権利を学び、守っていく。そうした「子どもアドボカシー」を実現するプログラムが、きかせてジャーニーです。

第12条

意見 をあらわす 権利 (意見表明権)

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

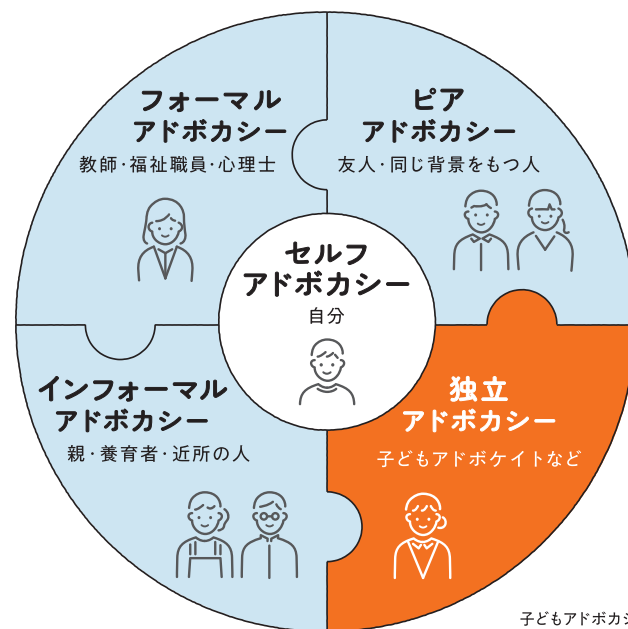
(子どもの権利条約 政府訳より)

子どもアドボカシーとは？

－権利の主体としての子どもの力を信じ、エンパワーすること

子どもアドボカシーとは、子どもの声に耳を傾け、気持ちや意見をあらわすことができるように支えること。そして、その過程を通して子どもをエンパワーすることです。

アドボカシーでは、子どもの育ちに関わるおとなをはじめ、社会全体が子どもの声に耳を傾ける文化と環境を醸成し、子どもが自分で自分の意見をまとめ、あらわすことができるようになること（セルフアドボカシー）が目指されます。その中でも、行政機関や学校の教師、保護者からも独立した第三者の立場で子どもの声をきくことを「独立アドボカシー」といい、「子どもアドボケイト（意見表明支援員）」は、その独立アドボカシーを担う専門家のことを指します。



子どもアドボカシーは、独立アドボカシーだけでなく、子どもに関わるすべての人が担い手となることで実現します。

例えば学校においては、子どもが教師のことを、どんなに信頼していても言いにくいことがあります。また、教師たちも、多くの子どもたちを前にしたときに、一人ひとりの声がきこえづらくなることもあります。それが、学校の中で「子どもアドボケイト」が必要になる理由のひとつです。

子どもアドボケイトの役割

子どもアドボケイトは、子どもたちに意見をあらわす権利があることを伝え、自分の気持ちや意見をどのように表現し、伝えていくのかを子どもと一緒に考え、サポートしていきます。

たとえ子どもの意見がおよそ非現実的なものだったとしても、ありのまま受けとめ、表現をうながし、ときには子どもに代わって声を伝えること、そして、必ずしも課題解決を目標としないという意味において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとは異なる役割を担っています。

きかせてジャーニーは、普段なかなか素直な気持ちや意見を思いきり発する場面の少ない子どもたちが、エンパワーされながら意見形成・表明を行う機会づくりを目指しています。そのため、独立した第三者である子どもアドボケイトをプログラムの進行役（メインファシリテーター）にすることを推奨しています。

子どもアドボケイトは、第三者の立場で子どもの声をきく実践を通じて、学校関係者や保護者、地域の方々、そして子どもたちと一緒に、子どもたちにとってかけがえのない子ども時代をつくっていく（＝子どもたちの旅を応援していく）役割を担います。

求められる姿勢 子どもアドボケイトに

子どもアドボケイトは、子どもに寄り添い、対話し、権利を伝えるための専門的な研修や訓練を受け、以下の6つの基本原則のもとで活動しています。

- エンパワメント** | 子どもが自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする
- 子ども主導** | 子どもの権利、及び関係する情報を子どもに伝え、子どもの指示と同意のもとで行動する
- 独立性** | 他の組織や個人から独立しており、子どもの権利のためだけに活動する
- 守秘** | 子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに説明し、子どもの同意なしに開示や提供を行わない
- 平等** | 子どもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する
- 子どもの参画** | 行政の決定や子どもに提供されるサービス内容などに、子ども自身が関わることを促す

きかせてジャーニーとは？

「きかせてジャーニー」は、子ども自身が自分の声をあらわし、お互いの声をきき合う体験を通して、学校生活や日常生活における子どもの権利を楽しく学ぶことができるプログラムです。プログラムは、3つのワークで構成されています。



目的別の3種類のワーク

WORK 1

意見形成・意見表明

もやもや フライト

もやもやする気持ちを
紙ひこうきにのせて飛ばす

WORK 2

意見表明・対話

ぺちやくちゃ スカイ

すごろくを使って
お互いの声をきいて語り合う

WORK 3

知識学習

ジャーニー パスポート

パスポートを使って
「子どもの権利」の知識を深める



プログラムの進行役

メインファシリテーター

ワーク全体の進行を中心に行う人。子どもアドボケイトが担うことを推奨しています。子どもアドボケイトの確保が難しい場合であっても、普段の生活での率直な気持ちを安心して表現してもらうために、可能な限り子どもと直接関わりのない「第三者」が担うよう、心がけてください。例えば学校で開催する場合には、教師や保護者以外の、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学生・地域のボランティア・他の学年の保護者などが想定されます。

サブファシリテーター

メインファシリテーターと連携し、子どもたちに目をくばり、ワークの進行をサポートしたり子どもたちの話をきく人。メインファシリテーターと同様、子どもと直接関わりのない「第三者」を推奨しています。

※以降、本ガイドにおける「ファシリテーター」とは、メインファシリテーターあるいはサブファシリテーターを指します。



WORK 1 意見形成・意見表明

もやもやフライト p.09

子どもが日常生活で感じる、もやもやした気持ちを自由に折り紙に書き、その折り紙で紙ひこうきをつくって一斉に飛ばすワークです。

自分の気持ちを考え、表現し、そして誰かの気持ちを受けとめる体験を通し、「意見をあらわす権利」を実感を通して学んでいきます。

参加できる人 子ども・ファシリテーター

WORK 2 意見表明・対話

ぺちやくちゃスカイ p.10

1グループ4～6名で行う、すごろく形式のワークです。2人1組にわかれて2つのサイコロを振って紙ひこうき型のコマを進めます。

実体験を通して、お互いの気持ちや声をきき合い、それに紐づく権利について考えていきます。

自分の意見を共有すること・相手の意見を受けとめ尊重することの大切さを実感することができます。

参加できる人 子ども・ファシリテーター

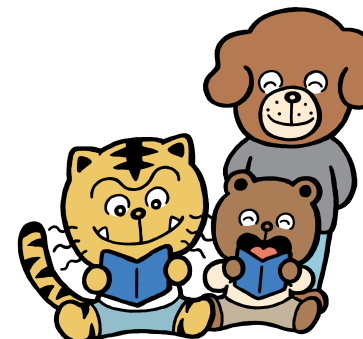
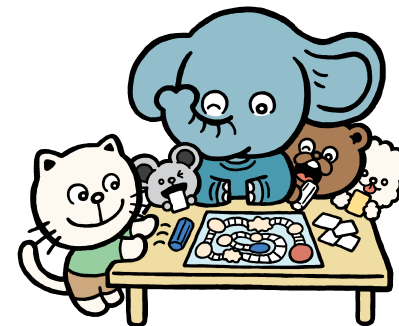
WORK 3 知識学習

ジャーニーパスポート p.12

ファシリテーターから「ジャーニーパスポート」を手渡し、子どもの権利について解説します。日常生活で起こりうるエピソードとともに関連する子どもの権利を紹介するなど、子どもにもわかりやすく「子どもの権利」の知識が学べるよう工夫しています。

このワークに限りファシリテーター以外のおとな（教師や保護者など）も参加可能です。

参加できる人 子ども・ファシリテーター・その他おとな

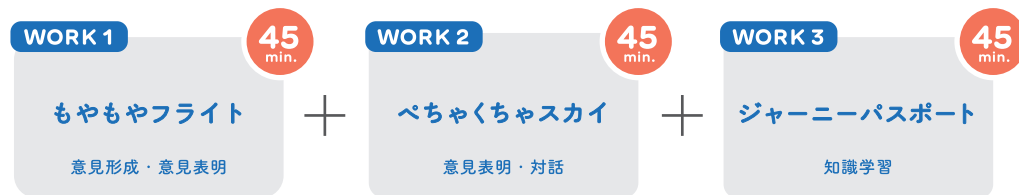


プログラムの構成

きかせてジャーニーは、学校での活用しやすさを踏まえて、1つのワークの所要時間を、45分程度（平均的な授業時間）に設定しています。役割が異なる3つのワークすべてを体験すると、もっとも効果的に子どもの権利を学ぶことができます。

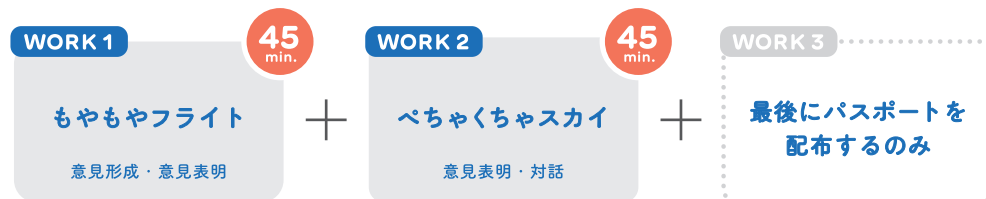
ファシリテーターの人数や時間に制約がある場合には、ワークの組み合わせを工夫したり、各ワークの時間を短縮するなど、柔軟に対応することができます。子どもたちが意見を考えたり対話する時間を十分に確保しつつ、下記の例を参考に、実施する環境にあわせてカスタマイズしてみてください。

基本プログラム | 1コマ45分ほどを、3回に分けて実施する場合

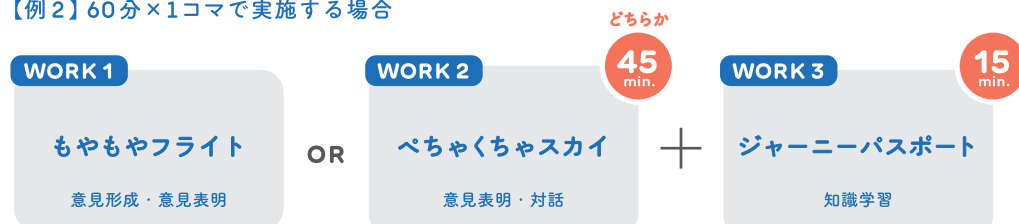


プログラム応用例 | 実施条件に合わせて柔軟に組み合わせることができます

【例1】45分×2コマで実施する場合



【例2】60分×1コマで実施する場合



購入はこちらから



<https://kikasete.base.shop>

BASEの購入サイトが開きます